日薬業発第３０６号

平成２３年２月２日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会

会長　児玉　孝

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、医薬品の製造販売承認に伴い、販売名に変更があった医薬品の薬価基準収載（厚生労働省告示第１７号）及び製薬企業より薬価基準からの削除依頼のあった医薬品を経過措置品目としたこと（同告示第１８号）に関するものです。

今回一部改正された薬価基準及び経過措置品目は平成２３年１月２８日より適用となり、また、経過措置品目とされた医薬品の使用期限については、平成２４年３月３１日となりますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

日薬総務課
23.1.31
受付
No. 10

事　務　連　絡
平成２３年１月２８日

社団法人　日本薬剤師会　御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したので、お知らせします。

写

事　務　連　絡
平成２３年１月２８日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成23年厚生労働省告示第17号及び第18号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　薬価基準の一部改正について

(1)　製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬４品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2)　(1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	９，１５０	４，１７９	２，８４３	３６	１６，２０８

２　掲示事項等告示の一部改正について

(1)　新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬４品目）について、掲示事項等告示の別表第８に収載することにより、平成２４年４月１日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2)　(1)により掲示事項等告示の別表第８に収載されている全医薬品の品目数は、のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	4	2	1	0	7

（参　考１）

薬価基準告示

Ｎｏ		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価（円）
1	内用薬	アムロジピンＯＤ錠2.5mg「興和テバ」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg１錠	20.60
2	内用薬	アムロジピンＯＤ錠５mg「興和テバ」	ベシル酸アムロジピン	５mg１錠	38.00
3	内用薬	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「興和テバ」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg１包	20.60
4	内用薬	アムロジピン内用ゼリー５mg「興和テバ」	ベシル酸アムロジピン	５mg１包	38.00

（参　考 2）

掲示事項等告示

別表８（平成２４年３月３１日まで）

Ｎｏ．		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価（円）
1	内用薬	アムロジピンＯＤ錠2.5mg「ＴＹＫ」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg１錠	20.60
2	内用薬	アムロジピンＯＤ錠５mg「ＴＹＫ」	ベシル酸アムロジピン	５mg１錠	38.00
3	内用薬	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「ＴＹＫ」	ベシル酸アムロジピン	2.5mg１包	20.60
4	内用薬	アムロジピン内用ゼリー５mg「ＴＹＫ」	ベシル酸アムロジピン	５mg１包	38.00